事 業 概 要

平成31年度実績

千葉市児童相談所

Ι	児童相談所の概要	1
1	1 児童相談所の事業	1
2	2 児童相談所の概況	4
Π	相談措置業務	7
1	1 業務内容	7
2	2 相談実施状況	8
3	3 電話相談	16
Ш	里親支援業務	
1		
2		
3	3 里親の状況	19
IV	虐待対策業務	
1	. 2000	
2		
3		
4		
5	5 夜間電話相談	24
V		
	業務内容	25
1	1 診断・指導実施状況	
2		
3		
4	4 判定意見書等交付状況 ·······	29
5	5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業	30
6	6 各種事業	31
VII	一時保護業務	
1		
2	2 一時保護の期間、援助の基本	32
3		
4	4 一時保護所の子どもの生活	33
5	5 一時保護状況	34

I 児童相談所の概要

1 児童相談所の事業

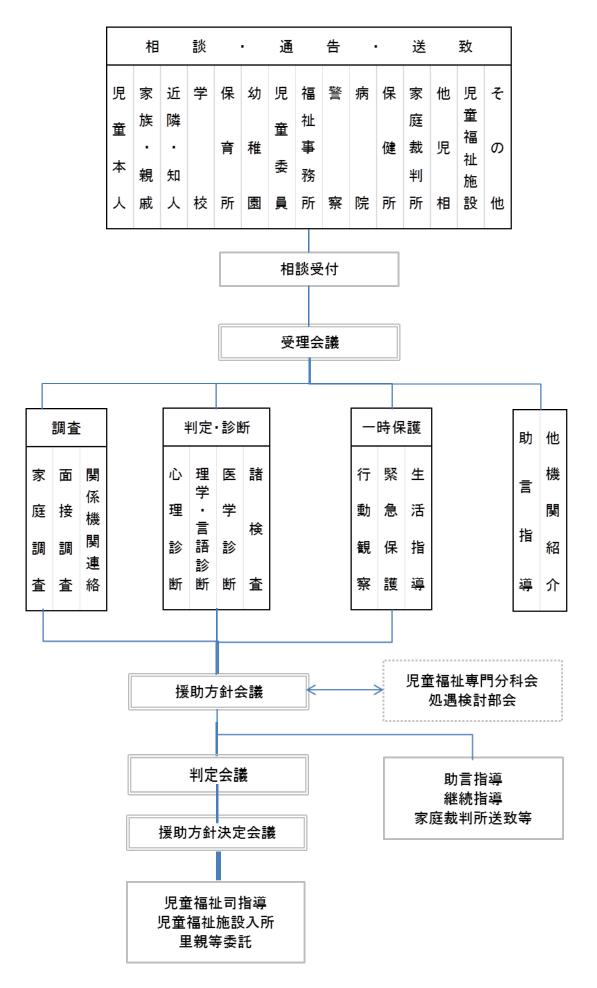
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて各都道府県(政令指定都市等を含む)に設置されている児童福祉行政機関である。その目的は、18歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの置かれた環境、状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭などに最も効果的な援助を行ない、子どもの福祉を図り、その権利を保護することである。具体的には次のような業務を行っている。

- ① 子どもに関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- ② 保健福祉センター、家庭裁判所、警察署等関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を行う。
- ③ 子ども及びその家庭について、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、児童指導員及び保育士による行動診断、医師による医学診断、その他の診断により総合診断を行い、問題解決のために最も適切な援助方針を立て、指導援助を行う。
- ④ 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当なものに一時保護を委託する。
- ⑤ 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所(指定発達支援医療機関への委託を含む)させ、 又は里親等に委託する。
- ⑥ 義務教育終了児童等に対し、自立援助ホームに入所等させ、自立を図るための相談その他の日常生活上の援助等を行う。
- ⑦ 乳幼児の疾病や障害の早期発見、早期援助を図るため、保健所、保健福祉センターと協力して1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を行う。
- ⑧ 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携 して行う。

(1)相談の種類と主な内容

	一般の住族と上の門台	
養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待・・・生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待・・・性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待・・・暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト)・・・保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 そ の 他 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による 養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環 境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3 保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
障 害	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞 を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、 しつけ上の問題等、他の種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
相談	7 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
HX.	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 多動性障害等の子どもに関する相談。
非行	10 ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、 喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子 ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告 のない子どもに関する相談。
相談	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくても、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、 内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行 動上の問題を有する子どもに関する相談。
成相談	13 不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園) していない状態にある 子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当 の種別として取り扱う。
政	14 適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1~15のいずれにも該当しない相談。

(2)相談業務の流れ



2 児童相談所の概況

(1) 所管区域と人口

人 口:973,121 人(令和2年3月31日推計人口)

面 積:271.77 km²(令和2年4月1日現在)

区別人口

中	央	区	209,239 人
花	見 川	区	177,257 人
稲	毛	区	157,914 人
若	葉	区	149,418 人
緑		区	129,837 人
美	浜	区	149,456 人

(令和2年3月31日推計人口)

児童人口の推移(18歳未満)

平成 28 年	152,516 人
平成 29 年	150,203 人
平成 30 年	147,879 人
平成 31年	145,605 人
令和2年	143,097 人

(各年3月31日現在)

(2) 所在地案内

所在地 〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3 TEL 043(277)8880 FAX 043(278)4371 利用交通機関

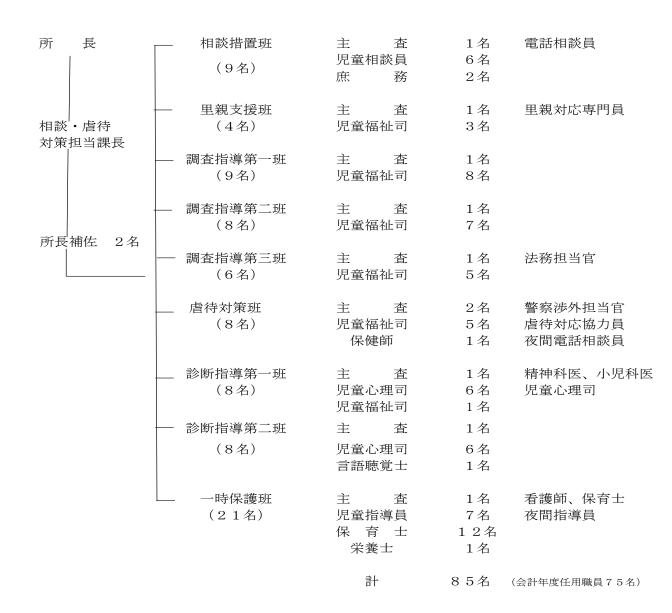
- ◎ J R総武線「稲毛駅」から、海浜交通バス「高浜車庫行き」又は 「稲毛海浜プール行き」で「稲毛高校前」下車、徒歩約7分
- ◎JR京葉線「稲毛海岸駅」下車、徒歩約20分

(3) 施設の概要

敷 地 面 積 4,700㎡
構 造 ・ 規 模 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造・4階建、一部2階建建 築 面 積 2,038㎡
延 床 面 積 4,763㎡
(児 童 相 談 所) 3,156㎡
(養護教育センター) 1,607㎡

4	. *	事務室(養護教育センター)	
階	セ 養 ン 護	図書室	
3	センター養護教育	待合室(養護教育センター)	
階	育	研修室 ことばのへや	
2	児	カウンセリングルーム プレイルーム	(一時保護所) 居室 プレイルーム 洗面室
階	童	面接室 聴力検査室 多目的室	洗濯室 浴室 医務室
1 階	児童相談所	事務室・待合室(児童相談所) 相談室 診察室 会議室	(一時保護所) 事務室 居室 面会室 食堂 厨房 学習棟

(4)組織と職員構成



(5) 事務分掌

相談措置班	 (1)所の庶務 (2)庁舎の維持管理 (3)児童福祉施設等措置費用の徴収及び滞納処分 (4)児童の相談、通告、送致等の受付 (5)児童福祉施設(保健福祉センターの所管に属するものを除く)、里親等への措置、自立援助ホームへの委託 (6)児童記録票及び関係書類の整理保管 (7)障害児施設給付費等決定 (8)社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会
里親支援班	(1)里親の登録申請 (2)里親の相談及び支援
調査指導第一班 調査指導第二班 調査指導第三班	(1)児童及び家庭についての調査、社会診断及びこれらに基づく指導(2)児童福祉施設等措置費用の負担能力の認定(3)障害児施設負担上限月額等の認定(4)児童の相談に係る関係機関等との連絡及び調整
虐待対策班	(1)児童虐待の相談、通告等に係る対応 (2)児童虐待に係る調査研究 (3)児童虐待に係る関係機関との連絡及び調整
診断指導班	児童の心理診断、医学診断等及び指導(調査指導班の所管に属するものを除く。)
一時保護班	(1)児童の一時保護の実施(2)一時保護児童の生活指導、行動観察及び行動診断(3)一時保護児童の移送(4)一時保護児童の所持品の引取り、保管及び処理

(6) 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会処遇検討部会)

根拠法令 児童福祉法第 27 条、同法第 33 条

第27条第6項 第1項第1号から第3号までの措置(第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号または第2号ただし書きの規定により取るものを除く。)もしくは第2項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、保護者の意に反するとき等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童相談所における援助の決定の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保するため、本市においては、千葉市社会福祉審議会条例第7条に基づく専門分科会に処遇検討部会を設置している。当該部会の決議をもって審議会の決議となる。

Ⅱ 相談措置業務

相談措置業務は、相談措置班の児童相談員が担当している。児童相談員は、児童相談所における最初の窓口として、市民及び関係機関からの相談に応じる相談業務、施設入所を始めとする措置業務を中心に行い、児童相談所と各関係機関との連絡調整を図っている。

1 業務内容

(1) 相談受付

児童相談所は、子どもにかかわる様々な問題について、子ども及びその家族、学校、福祉 事務所、警察などの関係機関からの相談に応じている。その相談方法には、子ども及びその 家族、関係者が直接来所する方法、関係機関からの文書による通告・送致による方法に加え、 電話相談がある。

来所による相談については、児童相談員が受付面接(インテーク)を行い、相談の目的・ ニーズ(主訴)を把握するとともに、問題発生の経過、原因、問題点などを探求し、相談所で 行える援助について説明を行なう。また、内容によっては他の機関を紹介する。

通告・送致は主に警察、福祉事務所等から行われる。問題が急迫している場合は、子どもの身柄を伴う場合もある。

受付したケースはすべて受理会議に提出され、子どもの安全や緊急性の確認、当面の処遇 並びに効果的な対応を検討し、調査、診断及び一時保護の要否等を決定する。

(2)措置

児童福祉法第27条1項第3号による里親委託、施設入所に代表される子どもの処遇についての諸業務を、援助方針決定会議の決定に基づいて行っている。

主な措置として、以下のものがある。

- ① 里親・ファミリーホームへの委託、児童福祉施設等への入所
- ② 家庭裁判所への送致
- ③ 児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導等

2 相談実施状況

(1) 月別受付状況

平成 31 年度の相談総件数は、6,145 件であり、平成 30 年度の 6,041 件に対し、104 件増加 した。月別では、5 月・6 月・7 月・10 月にやや多い傾向がある。(表-1)

(2) 経路別受付状況

相談経路別では、福祉事務所からの相談が 2,069 件 (33.7%) と最も多く、続いて、警察 からの相談 968 件 (15.8%)、家族・親戚からの相談 862 件 (14.0%) の順となっている。(表 - 2)

(3) 年齢別·種別受付状況

相談の種類別に見ると、障害相談が 2,840 件(46.2%) と最も多く、続いて養護相談 2,589件(42.1%)の順となっている。

障害相談の中では、知的障害相談が 2,660 件、育成相談の中では性格行動相談が 226 件と 最も多くなっている。(表-3)

(表一1) 月別受付状況

	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	計
男	310	364	362	347	354	355	343	250	248	306	239	232	3, 710
女	204	222	234	240	187	199	255	186	190	195	157	166	2, 435
計	514	586	596	587	541	554	598	436	438	501	396	398	6, 145

(表—2) 経路別受付状況

	都道府県・政令市等					市田	丁村		児童福祉施設 指定発達支援医療機関			児童家	認定			保健所及び 医療機関		
	児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	福祉 事務所	児童委員	保 健 センター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定発達 支援医療 機関	庭支援 センター		こども 園	警察署	家庭 裁判所 11 6	保健所	医療機関
男	102	1, 468	217	161	1	0	1	0	39	97	0	1	6	479	11	0	41	
女	70	597	99	88	3	0	1	0	34	63	1	1	2	489	6	1	45	
計	172	2, 065	316	249	4	0	2	0	73	160	1	2	8	968	17	1	86	

	学校等					学校等		里親	児童委員 (通告の	家族・	近隣・	児童	その他	計		(再	掲)	
	幼稚園 学		教育委 員会等	主 柷	仲介を 含む)	親戚	知人	本人	C 07 IE	П	措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談				
男	6	171	41	3	9	461	277	28	90	3, 710	2	16	193	199				
女	8	161	28	1	4	401	240	33	59	2, 435	5	7	78	197				
計	14	332	69	4	13	862	517	61	149	6, 145	7	23	271	396				

(表一3) 年齡別•種別受付状況

	養護	相談	保			障害	相談			非行	相談		育成	相談		その	
	児童虐待	そ の 他	健 相 談	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	他の相談	計
0 歳	114	67	2	1	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	10	206
1 歳	93	62	3	1	0	8	2	46	1	0	0	1	0	0	3	13	233
2 歳	106	57	1	3	0	46	0	132	4	0	0	9	0	0	3	13	374
3 歳	110	39	0	3	0	32	1	198	3	0	0	10	0	1	4	17	418
4 歳	136	41	0	4	0	13	0	154	4	0	0	13	0	0	1	4	370
5 歳	120	56	0	2	0	14	0	208	1	0	0	18	0	0	2	75	496
6 歳	119	55	0	0	0	7	0	151	1	0	0	6	0	0	2	7	348
7 歳	97	52	0	2	0	2	2	153	5	0	0	10	1	0	0	11	335
8 歳	104	60	0	0	0	1	0	156	1	0	0	15	1	0	0	8	346
9 歳	106	54	0	0	0	0	0	153	1	0	0	15	2	0	0	9	340
10 歳	98	43	0	0	0	0	1	135	3	0	0	12	2	1	0	12	307
11 歳	95	42	0	0	0	0	0	149	0	2	2	18	3	0	0	16	327
12 歳	102	41	0	0	0	0	0	106	1	2	2	20	0	0	1	34	309
13 歳	89	55	0	0	0	0	0	131	1	10	1	19	2	0	1	16	325
14 歳	85	34	1	1	0	0	0	181	1	7	2	21	5	0	0	11	349
15 歳	58	49	2	1	0	1	0	123	1	8	1	20	0	0	0	17	281
16 歳	58	20	1	1	0	0	0	101	1	9	1	8	1	0	0	80	281
17 歳	46	20	0	0	0	0	1	156	1	4	2	10	0	0	0	11	251
18 歳以上	0	6	0	0	0	0	0	215	0	1	0	1	0	0	0	26	249
合計	1, 736	853	10	19	0	124	7	2, 660	30	43	11	226	17	2	17	390	6, 145

(表-4)養護相談における理由別施設入所・里親委託件数

	家出	T	±4.4€	傷病	家庭	環境	7014	=1	
	(失踪を 含む)	死亡	離婚	(入院を 含む)	虐待	その他	その他	計	
児童福祉施設入所	0	0	0	1	11	8	3	23	
里親・	0	0	0	1	2	6	0	9	
ファミリーホーム委託									

(表-5) ぐ犯・触法相談の内容別受付件数

		_			男	女	計
į	窃盗	٠ ٦	引き	•	7	5	12
	金銭技	寺ち	出し		2	1	3
暴行	∵ 傷	害•	器物技	員壊	6	1	7
放	火		弄	火	1	0	1
家	出	•	浮	浪	4	17	21
性	的		逸	脱	4	4	8
そ		の		他	2	0	2
合			計		26	28	54

(4) 相談処理

児童相談所では、受け付けた相談について次のような援助をとり、相談の処理としている。 (表-6)

① 面接指導

面接指導では、ア 助言指導、イ 継続指導、ウ 他機関あっせん、に分類され、その内容は次の通りである。なお、面接指導は在宅による指導を前提としており、在宅指導には面接指導の他に児童福祉法による措置としての指導も行われることがある。

ア 助言指導

1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導をいう。

イ 継続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に 応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリン グ等を行うものをいう。

ウ 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに関連する制度の利用 が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに 当該機関にあっせんする。

② 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等において、児童福祉司が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により、継続的に指導を行う。

③ 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により 解決すると考えられるケースに対して指導を行う。

④ 児童家庭支援センター指導

地理的要因や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適 当と考えられるケースに対して行う。

⑤ 訓戒・誓約

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。

⑥ 児童福祉施設入所

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設へ児童を入所させる。入所にあたっては、児童相談所で相談を受け付けた後、社会診断・心理診断・行動診断等各側面からの検討を行い、慎重に判断する。

⑦ 指定発達支援医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児(筋萎縮症児)について、児童福祉法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関に児童福祉施設と同様に入所させて、治療等を行う。

8 里親等委託

里親として市が認定した者、あるいは小規模住宅型児童養育事業を行う者に、家庭での養育に欠ける子どもを委託し、児童の健全な育成を図る。

9 福祉事務所送致等

子ども・保護者等を、福祉事務所の知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産施設・母子生活支援施設・保育所への入所措置をとる必要がある場合、15才以上の子どもについて身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合に、福祉事務所へ送致、報告または通知する。

⑩ 家庭裁判所送致

(ア)児童福祉法第27条第1項第4号による送致

触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

(イ)児童福祉法第27条の3による送致

一時保護中または児童自立支援施設等の施設へ入所中の子どもであって、無断外出等が 著しく、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

(表一6)相談種別処理状況

		Ī	面接指導	i e			児童家			児	童福祉施	正 設	松白		家裁送致	陸中山		F	ŀ
		助言指導		他機関	児 童 福祉司 指 導	児 車 児童委 庭支援 事務 福祉司 貴指導 センタ 送致		事務所 送致・	訓戒 · 誓約	入所	家裁送致 (第27条 の3) (再掲)	通所	指定 医機関 委託	里親委託	第1 第1 項第 4 号)	障害児 施設等 への利 用契約	その他		施設 待機 (再掲)
相養談護	児 童 虐 待	1121	533	0	5	0	3	0	0	11	0	0	0	2		0	0	1675	5
談護	そ の 他	702	212	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	7		0	0	945	7
保	健 相 談	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	10	0
	肢体不自由	10	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		8	0	28	0
障	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
害	言語発達障害等	60	24	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	124	0
相談	重症心身障害	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4	0	11	2
談	知 的 障 害	2628	11	21	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0		0	0	2663	5
	発 達 障 害	16	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	30	0
相非談行	ぐ 犯 等	17	26	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	46	0
談行	触 法 行 為 等	0	11	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	0
育	性格行動	191	26	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	226	0
成	不 登 校	10	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	17	0
相	適 性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	2	0
談	育児・しつけ	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	17	0
そ (の他の相談	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	390	0
	計	5174	856	106	6	0	3	4	0	27	0	0	0	9	0	12	0	6197	19

(表-7) 施設別児童数(措置)

				一	31日現仕
施設種別	施設名	児童数	施設種別	施設名	児童数
	富浦学園	5		袖ヶ浦福祉センター養育園	1
	平和園	7		不二学園	7
	 思電	8		桐友学園	1
	成田学園	3		香取学園龍ヶ谷寮	5
	香取学園松葉寮	0		槇の木学園	4
	子山ホーム	2		八幡学園	1
	獅子吼園	4	障害児入所施設(福祉型)	筑峯学園	2
	滝郷学園	0		慈光良児園	1
	蛍雪学園	7		ふる里学舎千倉	0
	房総双葉学園	7		ねむの木学園	1
児童養護施設	ひかりの子学園	3		わかたけキッズ	1
	野の花の家	2		豊四季光風園	2
	ほうゆうキッズホーム	19		小計	26
	一宮学園	10		愛育園(肢体)	2
	東海学園	5		愛育園(重心)	4
	晴香園	4		紫香楽病院	1
	はぐくみの杜君津	1	障害児入所施設(医療型)	下志津病院	1
	響の杜学園	6	件日九八川池欧(区凉里)	千葉東病院	1
	陽生園	1		聖母療育園	0
	びっき	1		桜木園	2
	小計	95		小計	11
	エンジェルホーム	9	施設合計		150
 乳 児 院	ほうゆうベビーホーム	2		スマイル	3
76 76 96	聖愛乳児園	1		ふるかわ	3
	小計	12	ファミリーホーム	せんすい	3
	生実学校	5	77.7 A	みらいホーム	4
 児童白立支揺施設	国立武蔵野学院	0		吉成	1
児童目立支援施設	きぬ川学院	0		小計	14
	小計	5	里	親	42
 児童心理治療施設	望みの門木下記念学園	1	ファミリーホー		56
70至10年1177711100	小計	1	合	計	206

[※]本市が入所措置をとった児童数についてのみ計上。

(表-8) 施設入所・解除状況(措置)

施 設 種 別	児 童 養 護 施 設	乳児院	里親		児童自立 支援施設			医療型障害児 入 所 施 設	
入所	9	9	8	1	3	0	5	1	36
解除	23	11	4	2	1	1	7	0	49

3 電話相談

近年の核家族化、ライフスタイルの多様化等により、子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加している中、複雑多様化する児童の問題に対応するため、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用した援助を目的とする電話相談を行っている。相談の受付は、月曜から金曜の午前9時から午後4時30分とし、4名の電話相談員が交代で受け付けている。

平成 31 年度の電話相談件数は 396 件で、前年度と比べ 146 件少なかった。相談内容は、育成相談が 112 件と全体の 28.3%であり、その中でも性格行動相談が最も多くを占めている。

(表-12) 対象者別件数 (電話相談)

乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
137	114	46	99	396

(表-13) 種別受付件数 (電話相談)

養護	相談	保		障	害	相	談		非行	相談		育成	相談		そ	
児	そ		肢	視	1111	重	知	発	< ``	触	性	不	適	育	の	
童		健	体	聴	語発	症 ``	的	達		法	格			児	他	計
虐	の	相	不	覚	達障	小身	障	障	犯	行	行	登		L	の	ΠI
			自	障	害	障	P字	甲		為	1 1			つ	相	
待	他	談	由	害	等	害	害	害	等	等	動	校	性	け	談	
6	16	10	1	0	6	0	5	13	5	0	91	12	2	7	222	396

(表-14) 性格行動相談の内容別件数(電話相談)

非	社会	的行	動	反社	t会的	行動		神経症習癖							その	D他					
孤	無	緘	そ	反	盗	そ	旨チ	夜	夜	身	強	そ	親	落	集	学	い	友	思	そ	
立 · 内	気		Ø.	抗・乱	み・持ち出	Ø.	ック・爪か	尿・遺尿・遺	驚・ねぼ	体症状の訴	迫的行	Ø.	子	ち着きのな	団不適	校への不	じ	達関	春期問	の	計
気.	カ	黙	他	暴	L	他	りみ	糞	け	え	動	他	係	さ	応	満	め	係	題	他	
1	0	0	0	6	3	0	1	1	0	2	0	0	47	1	1	0	2	10	1	15	91

(表-15) 処理別件数 (電話相談)

助言指導	来所指示	他機関あっせん	その他	計
283	10	46	57	396

Ⅲ 里親支援業務

里親制度とは、養育する者がいないまたは保護者に監護させることが不適当である等の事情により家庭で暮らせなくなった児童を、児童福祉法に基づき里親に委託する制度である。新生児から高年齢児まで、すべての児童を対象としている。里親には、以下の4つの種類がある。

(1)養育里親

保護者の元で暮らせるようになるまで、または自立するまでの間養育する里親。

(2) 専門里親

養育里親のうち、より専門的な知識、経験を有する里親を専門里親として登録する。

(3)養子縁組里親

養子縁組を前提として、養育する里親。

(4) 親族里親

扶養義務のある親族が、児童を養育する里親。

里親のほか、ファミリーホームといって、里親同様自宅で最大6名まで子どもを養育できる制度もある。

家庭から離れなければならなくなった子供たちに、特定の大人から愛情を受け、それぞれの育ちに応じたケアを受け、健やかに育つ環境を整えることは、子どもたちの成長にとって非常に重要である。ひとりでも多くの子どもにその機会が与えられるよう、当市においては、平成 28 年度より里親業務を専門に担当する里親支援班を設置し、制度の推進を図っている。

1 業務内容

- ・里親の認定登録に関すること 希望者の相談受付、養子縁組里親の登録前の研修・実習の実施、調査の実施
- ・新規委託の調整(選定・マッチング等)

里親委託希望の児童に対する受託里親の選定に関する調整

委託に向けた交流の調整

受託時に必要な手続きの調整、同行

- 委託後の里親家庭への家庭訪問や面接、関係機関との調整
- ・里親に対する研修や情報提供
- ・里親制度についての広報啓発
- ファミリーホームへの支援

- ・NPOへの里親制度推進事業業務委託に関すること 養育里親の啓発から委託後支援を民間事業者に委託し、協働して制度推進を図る
- ・里親会との連携
- ・一時保護委託を受託した場合の

2 実施状況

- (1)委託に関すること
 - •新規認定登録里親数 8組
 - 新規委託児童数 8名
 - ·特別養子縁組成立件数 O件
- (2)研修
 - ・里親研修(全里親対象) 新型コロナ感染拡大の影響で実施中止
- ・乳幼児を育てる里親さんの勉強会 5回 ※新型コロナ感染拡大の影響で1回中止
- (3)制度推進に関すること
 - ・里親制度推進事業業務委託養育里親の新規開拓から委託後支援まで包括的に実施
 - ·里親委託等推進委員会 2回
 - ・里親制度推進事業受託事業者や里親会、各児童養護施設に配置されている里親支援専門相 談員、市内 NPO と協働し、啓発パネル展示、制度説明会等を開催。

3 里親の状況

令和2年3月31日現在の里親登録数は86組(うち親族里親4組)であり、そのうち32組の里 親に児童が委託されている。(表-9・10)

(表-9) 里親の状況

種	捌	登録里親数	受託里親数
	養育里親 (組)	59	24
	専門里親 (人)	6	0
才	養子縁組里親 (組)	23	4
	親族里親 (組)	4	4
	計	86	32

(参考) 市内ファミリーホーム設置数 4か所

(表-10) 里親委託の状況

性別	委託	されている	児童
年令	男	女	計
O 歳		1	1
1~6歳	9	7	16
7~12歳	5	7	12
13~15 歳	2	1	3
16 歳以上	8	2	10
計	24	18	42

※うち2人は管轄外里親への委託

(表-11) 里親等委託率の推移

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度
里親・ファミリーホーム委託児童数	37	39	49	53	56
要保護児童数	167	167	167	176	163
里親等委託率(%)	22. 2	23. 4	29. 3	30. 1	34. 4

IV 虐待対策業務

近年、都市化や核家族化の進行は、家庭の孤立化や地域の連帯感の希薄化を招き、その結果、 家庭や地域における子育て機能が低下するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。 これらを背景として、児童虐待が全国的に増加し、深刻な社会問題となっている。

子どもに対する虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあることから、早期発見、早期対応が極めて重要である。

そこで、子どもに対する虐待の禁止と防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた子どもの保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が平成 12 年 11 月 20 日に施行され、この改正法が平成 16 年 10 月 1 日より施行され、目的の明確化、虐待の定義並びに通告範囲の拡大、警察との連携の強化、国及び地方公共団体の責務の増大等が図られた。

その後、前回の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、 児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図 るための所要の見直しが行われた。(平成 20 年 4 月施行)

さらに、近年の児童虐待事案の増加等に対して、的確かつ適切に対応するため、児童相談所等から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できることや、臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できることが規定された。(平成28年10月施行)

また、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、平成30年7月20日に児童虐待防止対策に向けた緊急総合対策が打ち出され、子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底や、児童相談所と警察の情報共有の強化等について示された。

体罰の禁止について、令和元年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が交付され、令和2年4月1日から施行されることとなった。

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現に監護する者)がその監護する子ども(18歳未満)の人権を著しく侵害し、その心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為として定義されている。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では、第2条で虐待行為を次の4つに分類・定義している。

(1) 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること

(3) ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的及び心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

(4) 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上同様の事情等にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

1 業務内容

(1) 児童虐待通告等に係る対応

児童相談所では、児童虐待通告等を受け付けると児童福祉司が中心となり、直接若しくは 学校、保育所等の関係機関などの協力を得て、基本的に48時間以内に子ども(同様の条件下 にあるきょうだいを含む。)の安全確認を複数の職員で目視を行い、同じく関係機関との協力・ 連携のもと事実関係等の調査を行う。緊急保護が必要と判断した場合には、子どもを付設の 一時保護所に入所させるか、児童福祉施設や病院など他の適切な機関に一時保護を委託する (児童虐待の防止等に関する法律第8条、児童福祉法第33条)。

また、子どもの安全確認や事実関係等の調査、子どもの一時保護に際して保護者が物理的抵抗をする場合、あるいは現に子どもが虐待を受けたと思われ、調査が困難な場合には、警察署の協力を得て、安全確認、立入調査、又は臨検等を行い、一時保護を行う場合もある(児童虐待の防止等に関する法律第10条)。

(2) 児童虐待に係る統計分析や広報・啓発

当児童相談所において受理し、対応した児童虐待ケースに関する統計分析などを行い、児童虐待の予防や防止に向けた適切な対応を行うための基礎資料としている。また、児童虐待に関係している機関(者)に対し、児童虐待の予防や防止などに関する研修会等を行っている。

(3)児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・後方支援

児童虐待に関して、関係機関(者)との連携の強化・調整を図り、ケースの支援について 迅速かつ適切に対応するため、必要に応じて要保護児童対策及びDV防止地域協議会を活用 し、ケースに関する情報交換や援助検討などを行っている。

また、平成22年度から、比較的軽微な虐待通告の対応を各区こども家庭課で行っていることから、各区と連携し、同行訪問や対応の助言等を行っている。

2 虐待通告受付対応状況

虐待通告受付対応件数は(表-1)のとおりである。虐待通告受付対応件数とは、令和元年 度に児童相談所にて虐待または虐待が疑われるケースとして通告を受け、対応したケース数で ある。

虐待通告の経路は(表-2)のとおりである。警察からが 783 件 (47%) と最も多く、次いで近隣知人からが 247 件 (15%) と、警察と近隣知人からで全体の 62%を占めている。

虐待通告された子どもの男女内訳は(表-3)のとおりである。年齢の内訳は(表-4)のとおりである。就学前の児童で 769 件と 46%を占めており、小学生(573 件)まで含めると 81%となる。

虐待通告の種別については(表-5)のとおりである。心理的虐待ケースが823件(50%)と最も多い。なお、虐待通告を受けた場合には、初期調査として情報収集や本人、家族への面接などを行うほか、学校、保育所、幼稚園等の子どもの所属機関や保健福祉センター(家庭相談員、生活保護の担当、保健師など)、病院や警察などの関係機関との連携をとることが多い。また、初期調査を実施したケースは、助言指導か調査指導班、診断指導班、一時保護班による継続指導のどちらかの援助になる。その援助の結果は(表-6)のとおりである。助言指導は1121件(68%)である。継続指導は198件(12%)で、在宅のまま指導を行ったものや施設

施設入所等の状況は(表-7)のとおりである。施設入所等したものは 13 件であり、その全てのケースで一時保護の後、施設入所となっている。

(表-1) 通告受付対応件数(区別)

入所をしたものである。

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	市外	計
対 応 件 数	338	298	279	305	217	200	17	1, 654

(表-2) 経路別件数

経	路	都道 府県	近隣知人	警察	家族	学校	医療 機関	親戚	保健所 ・保健 センター	保育所	福祉 事務所	児童 委員	児童 本人	幼稚園	その他	計
件	数	34	247	783	85	231	51	22	27	64	22	7	29	8	44	1, 654

(表-3) 男女別件数

性別	男	女	計
件数	859	795	1, 654

(表一4)年齢層別件数

年齢層	0 歳以上 3 歳未満	3 歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生 その他	計
件数	303	466	573	217	95	1, 654

(表-5) 虐待の種別件数

種別	身体的	性的	ネグレクト	心理的	計
件数	519	16	296	823	1, 654

(表-6)援助内容別件数

内 容	助言指導	継続指導	初期調査中	計
件数	1, 121	198	335	1, 654

(表-7)施設入所の状況

施設種別	児童養護 施 設	児里養護 乳児院 児里日工 児里心理 施設		障害児入所 施設 (福祉型)	里親・ ファミリーホーム	計		
件数	7	3	0	0	0	1	2	13

3 児童虐待継続指導ケース

平成31年度における新規虐待ケースで、調査指導班・診断指導班・一時保護班にて継続指導を行っているケースは109件であり、(表-8)に区ごとに件数を示してある。なお、継続指導とは、虐待通告により初期調査を行ったもののうち、援助方針会議において継続的な関わりが必要であると決定されたものである。

(表-8) 各区別件数

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
件数	21	22	17	32	11	6	109

4 広報·啓発活動

児童虐待関係機関職員研修会の開催

(令和元年度は、市内保育所(園)に所属する職員を対象とした。)

(1)目的

日頃、子どもと関わりのある関係機関の職員に対して、児童虐待に関する専門的知識修得 のための研修を行うことにより、児童虐待への適切な対応と防止を図る。

(2)内容

ア 千葉市における児童虐待の傾向及び虐待通告時のポイントについて

イ 「保育施設等における児童虐待の早期発見・対応・その後の関わり方について」 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター アドバイザー 高田 真規子 氏

(3) 開催実績

実施日:令和元年11月12日(火)

実施場所:千葉市役所 正庁

出席者数:73名

5 夜間電話相談

児童虐待の相談・通報や子育ての悩みなどの一般相談について、夜間帯においても対応できる体制をとっている。午後5時30分から翌朝8時45分の間、輪番制により毎日1名が電話対応を行っている。

(表-10)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
虐待相談	104	121	147	171	229
一般相談	498	1, 048	886	1, 110	886
計	602	1, 169	1, 033	1, 281	1, 115

Ⅴ 調査指導業務

調査指導班の児童福祉司は、各区に担当者を配置し、そこに生活する住民などから児童福祉に 関する相談に応じ、関係機関との密接な連携をとりながら、専門的技術に基づいて必要な指導を 行うなど、児童福祉の増進に努めている。

業務内容

1 社会診断

調査により、子ども、家庭が抱えている問題、置かれている地域環境の問題等を把握し、 それらの関連性を明らかにした上で、問題の解決についてどのような方針がよいかを診断する。

2 個別指導

- (1) 個別指導は児童福祉司の職務の中核をなすものである。法第26条及び第27条により子ども又は家庭を指導するが、その中心は、被虐待児童及び養護児童、非行児童関係に対するものとなっている。
- (2) 法第27条の措置により施設入所中の家庭指導を行う。
- 3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整

担当地域に関する実状を把握することは、子どもの福祉を守り適切な保護指導を行う上で重要であるところから、ケースワーク上関係機関と連絡を密にし、適確な情報把握に努めている。特に、市内3か所に設置されている児童家庭支援センターとは、日ごろから情報共有に努め、家庭への支援の役割を分担しながら連携している。

4 子どもの権利擁護に関すること

法務担当官(弁護士)を配置し、子どもの援助の選択や年齢に応じた意向の反映等について助言を求めている。また、未成年後見人選任の申し立てに関する手続きに協力を得、平成31年度は5件の申し立てを行った。

5 その他

児童福祉施設等措置費及び障害児施設給付費等の認定に関することを行っている。

Ⅵ 診断指導業務

問題や困難に直面している子どもの福祉の向上を図るためには、その子どもの心身の状態を十分に把握し、適切な援助に結びつけていくことが不可欠である。このため、児童心理司、言語聴覚士、医師などの専門職員が担当し、所内での各種診断及び判定(総合診断)に基づいて必要な援助を行っている。

1 診断・指導実施状況

(表-1) 診断・指導実施件数

				叫	虐待(再掲)	非行相談(再揭)
31 延	ベ	件	数	9, 925	3, 001	343
年	児童	心理	司	8, 698	241	18
度	言語	聴覚	H	1, 227	3, 242	361
30 年延 度	ベ	件	数	9, 255	2, 873	370
29 年延 度	ベ	件	数	8, 606	2, 083	417

(表-2) 医学診断等実施件数(延べ件数)

相談種別区分			仙	虐待(再掲)	非行(再揭)
21	医指		1.0941	268	32
31 年 度	検	身体測定	577	336	35
	査	聴力検査	5	1	0
		計	1, 676	605	67
平	成	3 0 年 度	2, 057	239	51
平	成	2 9 年 度	1, 963	433	96

2 心理検査等実施状況

面接、観察とともに様々な検査は子どもを総合的に理解する上で重要な方法の一つである。 検査には知能の程度や特性を把握するための知能検査、運動・社会性・言語等の領域にお ける発達の状態を把握するための発達検査、性格・行動特性等を把握するための性格検査等 が含まれ、目的に応じて実施している(表-3)。

(表-3) 心理検査等実施件数

(2)	相談区分				
		合計	虐待(再掲)	非行(再掲)	
検査名	i				
	田中ビネー				
知	K-ABC				
知能検査	WISC-III	1, 076	102	9	
査	WPPSI				
	ITPA 等				
₹,	遠城寺式				
発達検査	新版K式	325	28	1	
検	S-M	323		'	
一旦	JMAP 等				
	SCT, Y-G				
人	P-F スタディ				
人 格 検 査	ロールシャッハ	106	59	13	
査	TAT, CAT				
	HTP 等				
	言語発達遅滞				
7	絵画語彙発達				
その	フロスティック	167	61	2	
他	構音検査				
	職業適性等				
	슴 計	1, 674	250	25	

3 療育手帳に関わる判定状況

(1)療育手帳制度

「千葉市療育手帳制度実施要綱」に基づき、知的障害児の療育手帳に係る判定については、 児童相談所が医学診断、心理診断等の結果に基づき、所内判定会議で障害の有無、障害程度 等について検討している。

(2) 判定実施状況

(表-4) 障害程度及び判定基準

	·/ II =	TEXACTICE T
障害程度		障害程度の基準
最重度	(^)	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする 程度の状態にある者
	A の 1	知能指数がおおむね21~35以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
重度	A (1) 2	知能指数がおおむね36~50以下の者で重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
中度	B の 1	上記以外の者で知能指数がおおむね36~50にある者
軽度	B の 2	知能指数がおおむね51~75にある者

(表-5) 障害程度別・判定件数

年度	障害程度	A	A の 1	A Ø 2	B の 1	B の 2	非該当	合計
31	新規	8	19	1	68	183	33	312
年	再判定	43	162	7	134	241	29	616
度	計	51	181	8	202	424	62	928
	平成 30 年度	62	159	9	165	360	47	802
	平成 29 年度	126	156	11	181	363	32	869

(表-6) 療育手帳の所持者

A O MIT KOMINE									
	A	A の 1	A の 2	B の 1	B の 2	合計			
18 歳未満	276	327	19	429	1, 128	2, 179			
18 歳以上	1, 075	991	55	1, 388	1, 504	5, 013			

4 判定意見書等交付状況

平成 31 年度の交付件数は下記の通り。これらの判定意見書等は、各種の援護制度利用のため、 保護者及び関係各機関からの依頼により交付している(表-7)。

障害児保育に係る判定は、子どもの障害程度を証明するものである。また、保育所、幼稚園、学校、施設等からは子どもの指導方針についての意見を求められることがあり、「判定意見書」により対応している。状況によっては当該機関に出張して関係職員と協議することもある。これは、専門的・実際的な面から関係機関のニーズに応えるものであり、児童相談所の重要な役割の一つである。

心理療法適用に関する意見は、乳児院及び児童養護施設に入所している子どもへの心理療法の 必要性の有無等について回答したものである。

検査結果の照会に対する回答は公共職業安定所や医療機関に対するものであり、障害児(者)の職業指導や医療機関での治療・療育、障害基礎年金診断書の作成に活用されている。重度児認定書は障害児施設の重度加算に係る認定書である。

(表-7) 判定意見書等交付件数

120 1	7 刊た志光首寺入り川弘										
	判定力	判定意見書			答			井 丰			
内	指導	関する心理療	紹介状	障害者相談	検査結	重度児認定書	認定書 認定書	村別児童扶養	合		
容	指導に関する	関する意見書心理療法適用に	1/4	の回答	に関する回答検査結果の照会	認定書	と 書 思 !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	診断書 診断書	計		
数 件	24	63	8	171	284	24	16	600	1, 190		

5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業

(1) 事業の内容

乳幼児の精密健康診査及び事後指導は、障害の早期発見・早期治療を目的として行われている。1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面に障害等が疑われるものに対して、保健所等からの依頼・通告により児童相談所が精神発達精密健康診査を実施している。

(表-8) 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

_	相談種別	Ш	知 的 障	発達障害	性格行動	しっ	その	合
会	場	語	害	害	動	け	他	計
	中央保健福祉センター	12	12	0	2	0	0	26
	花見川保健福祉センター	23	0	0	0	0	0	23
31	稲毛保健福祉センター	8	17	0	2	0	0	27
年	若葉保健福祉センター	13	12	0	2	0	0	27
度	緑保健福祉センター	7	10	1	3	2	0	23
	美浜保健福祉センター	4	2	4	0	0	0	10
	合 計	67	53	5	9	2	0	136
	30 年 度	100	22	1	15	0	1	139
	29 年 度	97	14	11	13	1	0	136

(表-9) 3 歳児精神発達精密健康診査実施件数 (実件数)

	。							
	相談種別	言	知	発 達	性 格	L	そ	合
	***		的 障		性格行動	つ	の	
会	場	語	害	障 害	3 /J	け	他	計
	中央保健福祉センター	9	3	2	4	0	0	18
	花見川保健福祉センター	9	0	0	6	0	0	15
01	稲毛保健福祉センター	1	8	0	1	0	0	10
31 年	若葉保健福祉センター	6	6	0	1	0	1	14
度	緑保健福祉センター	3	2	3	6	1	0	15
/2	美浜保健福祉センター	4	3	1	3	0	0	11
	合 計	32	22	6	21	1	1	83
	30 年 度	30	5	4	34	0	1	74
	29 年 度	38	12	8	23	0	2	83

(表-10) 精神発達精密健康診査事後指導実施件数(実件数)

年	度	別	1歳6か月児	3	歳	児	
3	31 年度		9		9		
30 年度		30 年度 11			6		
2	29 年度	:	8		8		

6 各種事業

診断指導班では下記の事業を行っている。

(表-11) 各種事業の内容

				T
事業の名前	対象	頻度	内容	参加人数
(担当スタッフ)		回数		
		期間		
親子集団通所指導	心理相談事後指導ケ	週1回	親子遊び	親子7組
事業	ースおよび里親と委	8 回	母グループワー	延べ82名
(言語・心理)	託児	11月~12月	ク	
いちほ学童グルー	一時保護中の小学生	月1回	コラージュ療法	延べ
プ①	以上の児童	9 回	(集団)	160 名
(心理・一時保護		通年		
所心理・言語)				
いちほ学童グルー	一時保護中の小学生	月1回	アンガーマネジ	延べ
プ②	高学年以上の児童	10 回	メント/セカンド	136 名
(心理・一時保護		通年	ステップ(集団)	
所心理・言語)				
いちほ幼児グルー	一時保護中の幼児	月1回	その日の活動(課	延べ
プ		7 回	題遊び)・自由遊	94 名
(言語・心理・一時		通年	び	
保護所心理)				
家族援助技術研修	所内および県内児童	3 回	家族援助技術の	68 人出席
(心理)	相談所職員、市内各		習得を推進する	
	区保健福祉センター		研修(外部から講	
	職員		師を招いて行う)	
	千葉県警職員			
ST 訪問指導事業	エンジェルホーム在	2回/月	日常場面に参加	延べ
(言語・施設心理)	籍の幼児	通年	し言語面につい	150 人
			ての見立て。	(22 回
				訪問)

Ⅵ 一時保護業務

一時保護所の業務には、班長・児童指導員・保育士・心理士・看護師(嘱託職員)・栄養士・調理員(外部委託)及び、夜間指導員(嘱託職員)、学習支援員(NPO)等からなり、児童福祉法に基づき必要と認められる期間、子どもを24時間体制で保護している。また一時保護所以外に乳児は乳児院へ、学齢児は児童養護施設等に一時保護を委託する場合がある。

1 一時保護の必要性

子どもを一時保護する必要性は個々のケース毎によってそれぞれ異なっているが、概ね次の 通りである。

(1) 緊急保護

- ① 家庭の事情等で保護者が保護能力を失ったり、養育できなくなったりした場合(保護者の死亡・病気・服役・行方不明・虐待・放任・棄児等)。
- ② 子どもの行動が自己または他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす、若しくはその恐れがある場合。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導を 行う必要がある場合。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効と判断される場合(子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難または不適当であると判断される場合)

2 一時保護の期間、援助の基本

- (1) 一時保護は子どもの生活を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- (2)子どもは危機的状況の中で一時保護される場合もあるので、保護中はその目的にかかわらず子どもの心身の安定を図る。

3 一時保護の入所に際して

受理・援助方針会議で一時保護が決定された子どもについて、入所日時を決め、担当児童福祉司から保護者に連絡をする。入所する際は、伝染性疾患のないことを確認する。

また、一時保護に際しては原則として子ども、保護者の同意を求める。

子ども及び保護者との面接(インテーク)を行い、入所の目的の確認・健康状態・入所前の 生活・親子関係等を把握する。さらに、一時保護所内での日課を説明し、子どもの不安を解消 し気持ちの安定を図るとともに、所持品の確認、記名を行う。

4 一時保護所の子どもの生活

(1) 生活

子どもの感情の動きを十分に把握し心身の安定化を図るよう留意しながら、起床から就寝までの基本的な日課を立て、規則的な生活を体験させている。そして、学齢児に対しては学力その他を考慮した学習指導、幼児に対しては情緒の安定、発達課題に応じた基本的生活習慣の習得を配慮した保育も行っている。

(2)日課

子どもとの交流の場を重視しながら、弾力的な運用をして子どもの理解につなげている。

時間	日課
7:00	起床
8:00	朝食
8:50	朝読書
	学習
9:30	授業 1 時間目 ドリル (漢字) ※幼児は保育
10 : 20	授業 2時間目 "(算数・数学) ※土・日曜日:授業はなく自由時間
11 : 10	授業 3 時間目 " (小 1·2 年—国語, 学活, 書写, 選択
	小3以上—英語,理科,社会,選択)
11 : 40	学習終了
12 : 00	昼食
12 : 30	自由時間 ※午睡(12:30~14:00)後は保育
13 : 15	月・水・木曜日は体育、火・金曜日は総合学習、土・日は自由時間
14 : 45	掃除
15 : 00	おやつ
15 : 15	入浴準備
15 : 20	自由時間・入浴
18 : 00	夕食
18 : 35	就寝 幼児 日記(1日の振り返り)夕読書
19:00	自由時間
20 : 00	就寝準備(低学年)
21 : 00	就寝 小学1~3年生
22 : 00	就寝 小学4年生以上

(3) 学習について

国語、算数(数学)の学習を中心に学習を進めている。道徳教育を導入し、特別活動の時間には、アンガーマネジメントやSSTやSGEを実施している。さらに、ゲストティーチャーを招き、科学工作、音楽、書写、生活科授業、英語に触れる活動等、幅広く取り組んでいる。また、小学校低学年児童は、男女共修授業で学習形態をとっている。さらに、高校生年代は発達に応じた学習や、自立を促して作業学習にも取り組んでいる。一人ひとりに合わせた学習を進めている。

(4) 所内活動や所外活動について

子どもの生活が単調にならないように、余暇活動を充実させ日々の生活に変化を持たせている。所内活動としては、バーベキュー大会、夕涼み会、移動図書館の利用、読み聞かせ、子ども劇場、花火鑑賞、映画鑑賞等を実施した。所外活動としては、体験学習の枠を拡げてアスレチック、少年自然の家、いちご狩り、芋ほり、こども交流館、科学館きぼーるの実験やプラネタリウム観賞、工作教室、地区公民館の活用、動物公園での所外学習を行っている。

5 一時保護状況

平成31年度中に一時保護(退所まで対応)をした児童は360人で、昨年度より79人増加した。年間を通しての所内保護の延べ人数は12,095人で、昨年度より2,422人増加した。

一時保護受付の総児童数は 367 人で、その年齢別内訳では、0~5歳 88 人(24.0%)、6~11歳 128 人(34.9%)、12~14歳 89 人(24.3%)、15歳以上 62 人(16.8%)となっている。相談種別ごとの保護児童の内訳は、養護(養育困難・養育者不在・家族間調整・虐待など)が 323 人と多く、それに続いて非行 23 人、育成が 11 人、保健その他(行動観察・措置変更・就労準備など)10人であった。【表-1】

地域別では中央区 73 人 (18.3%)、花見川区 74 人 (18.5%)、稲毛区 68 人 (17%)、若葉区 80 人 (20%)、緑区 55 人 (13.8%)、美浜区 33 人 (8.3%)、その他 16 人 (4.8%)である。【表 - 2】 平成 31 年度に一時保護委託 (委託解除)をした児童は 85 人で、昨年度より 34 人増加した。一時保護委託 (年度中)は 85 人で、その年齢別内訳では、0~5 歳 60 人 (78.8%)、6~11 歳 7人 (8.2%)、12~14 歳 9 人 (10.6%)、15 歳以上 9 人 (10.6%)となっている。【表 - 3】

一時保護解除後の処遇については、家庭引き取り302人(84%)、児童福祉施設入所18人(4.4%)、 里親委託10人(2.7%)、他児童相談所・機関に移送15人(4.2%)、その他17人(4.7%)で合計 360人となり、保護した子どもの大半は家庭引取りを占めている。【表-6】

【表-1】 年齢別・種別 一時保護件数(31年度受付分)

	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
0歳~ 5歳	8 8	0	0	0	0	8 8
6歳~11歳	1 2 3	0	1	0	4	1 2 8
12歳~14歳	7 1	0	1 0	4	4	8 9
1 5 歳以上	4 1	0	1 2	7	2	6 2
計	3 2 3	0	2 3	1 1	1 0	367

【表-2】 種別・地域別一時保護件数(31年度受付分)

		実	J	(数		7.T - ^ . L ※h
相談種別	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計	延べ人数
中 央	6 6	0	0	3	4	7 3	4,455
花見川	6 6	0	5	1	2	7 4	2,777
稲毛	6 0	0	3	5	0	6 8	2,685
若 葉	6 9	0	1 0	0	1	8 0	2,664
緑	4 9	0	3	2	1	5 5	2,506
美浜	3 2	0	1	0	О	3 3	8 2 1
その他	6	0	6	2	2	1 6	3 0 1
計	3 4 8	0	2 8	1 3	1 0	399	16, 209

※上記、表一1,表一2:人数は4月1日以降の入所児童を対象に計算した人数。

【表-3】 年齢別・種別 一時保護委託の対応件数(31年度受付分)

種別年齢別	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
O歳~ 5歳	6 0	0	0	0	0	6 0
6歳~11歳	7	0	0	0	0	7
12歳~14歳	6	2	0	0	1	9
15歳以上	9	0	0	0	0	9
計	8 2	2	0	0	1	8 5

【表-4】 年齢別・種別 一時保護と一時保護委託 総件数 (31年度受付分)

種別年齢別	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
0歳~ 5歳	1 4 8	0	0	0	0	1 4 8
6歳~11歳	1 3 0	0	1	0	4	1 3 5
12歳~14歳	7 7	2	1 0	4	5	9 8
15歳以上	5 0	0	1 2	7	2	7 1
計	405	2	2 3	1 1	1 1	4 5 2

[※]人数は4月1日以降の入所児童を対象に計算した人数。

【表-5】 種類別退所児童数の推移

		2 7 年度	28年度	2 9 年度	30年度	3 1 年度
養護	虐待	9 5	101	1 2 6	170	2 0 9
	その他	7 4	1 1 0	7 3	8 0	1 0 3
障	<u> </u>	0	0	0	0	0
非(Ī	3 5	2 2	3 4	1 7	2 5
育原	戊	1	3	1 3	1 2	1 3
保健・そ	その他	9	7	9	2	1 0
合 詞	`	2 1 4	2 4 3	255	2 8 1	360

[※]人数は、年度末継続児除く人数。

【表一6】年度内一時保護児童の対応

		児童福祉施設	里親委託	他児童相談所,	家庭裁判所	帰宅	その他
				他機関移送	送致		
人	数	1 6	1 0	1 5	0	302	1 7
述べ在所日数		1,774	4 1 2	157	0	8,343	1,409

[※]人数は、年度末継続児除く人数。

【表-7】年間延べ在所人数と一人当たりの平均在所日数の推移

	2 7 年度	28年度	2 9 年度	30年度	3 1 年度
延べ在所人数	10,433	11,191	9,675	9,673	12,095
平均在所日数	48.8	46.1	37.9	34.4	33.5

[※]人数は、前年度からの継続入所児童を含めた人数。

事 業 概 要

令和2年10月発行

編集・発行 千葉市こども未来局こども未来部 児童相談所 〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3

電話043-277-8880